

商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	東海ろうきんカードローン「ロッキー21」「モバイルカードローン」
2. 商品の概要	あらかじめ限度額をお決めいただき、その限度額内で繰返し利用できるカードローンです。
3. ご利用いただける方	<p>【ロッキー21】 愛知・岐阜・三重県内に在住もしくは在勤の方（自営業者の方は除く）で、下記条件をすべて満たす方。 （1）お申込み時年齢が満 18 歳以上 65 歳未満の方 * 満 18 歳以上の未成年の方は、親権者の同意が必要となります。 （2）安定・継続した年収（前年税込年収）が 150 万円以上ある方 （3）同一勤務先に 1 年以上勤務されている方 （4）一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方</p> <p>【モバイルカードローン】 上記「ロッキー21」のお申込み条件を全て満たし、ろうきんダイレクトのインターネット・モバイルバンキングをご契約いただいている方で、インターネット・モバイルバンキングの利用口座にカードローンを指定いただける方。</p> <p>* 東海ろうきんカードローンは、お一人様につき「ロッキー21」、「モバイルカードローン」、「マイプラン」いずれかひとつの商品をご契約いただけます。 * マイプランの詳細につきましては、別途商品概要説明書「東海ろうきんカードローン（マイプラン）」をご参照願います。</p>
4. お使いみち	資金使途自由。いろいろな用途にご利用いただけます。 * 事業性資金・負債整理資金は除きます。
5. ご契約限度額	10 万円以上 50 万円以内（10 万円単位） * 会員組合員の方の場合、ご契約限度額については、所属組合により異なります。
6. ご契約期間	1 年ごとの自動更新です。ただし、更新時に審査を行い、その結果、継続をお断りさせていただく場合があります。 * 満 70 歳に達した後、最初に到来する契約満了日をもって追加の貸越を停止し、原則として満 76 歳までにご返済いただけます。
7. ご融資金利	変動金利（金融情勢等により随時見直しをさせていただきます。） * 貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年 4 回（改定日：2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日、11 月 1 日）、当金庫が定める基準金利を基に見直しを行います。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとします。 （1）改定日に貸越残高がある場合 改定月の約定返済日から改定日の金利を適用します。 * 改定月前月の約定返済日から改定日の前日までの間に初めて利用した場合（再利用を含みます）は、初回返済日（次々回約定日）の金利を適用します。なお、改定日から実際に約定返済する日までの間に全額返済した後に再利用いただいた場合、再利用日後の初回返済日の金利を適用します。 （2）改定日に貸越残高がない場合（未収利息も発生していない場合） 初回返済日の金利を適用します。
8. 利息の計算方法	付利単位を 100 円とし、約定返済日（約定返済日が土・日・祝日の場合は翌平日窓口営業日）に、当金庫所定の利率によって下記の計算式により計算し、貸越元金に組み入れます。 お利息＝毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365（うるう年は関係なし）
9. 損害金	金庫に対する債務を履行しなかった場合、支払うべき元金に対し、年 14.5%（1 年を 365 日とし、日割計算します）の損害金をお支払いいただけます。
10. 担保・保証人	担保・保証人は原則不要です。当金庫が指定する保証機関をご利用いただけます。保証は、一般社団法人日本労働者信用基金協会による保証とします。
11. 保証料	ご融資金利に含まれています。
12. 手数料等	（1）契約手数料：無料 （2）収入印紙代：金庫負担 （3）随時返済手数料：無料 （4）ATM 利用手数料：当金庫または提携金融機関所定の手数料がかかります。 ただし、当金庫が即時全額キャッシュバックいたします。

商品概要説明書

項目	内容
13. ご利用方法	<p>【ロッキー21】 ローンカードを使用して、全国のろうきんやセブン銀行・E-net・ローソン銀行・イオン銀行・ゆうちょ銀行・MICS 加盟金融機関のキャッシュコーナーでご利用いただけます。</p> <p>【モバイルカードローン】 携帯電話・スマートフォンやパソコンで、インターネット・モバイルバンキングをご利用いただき、東海ろうきんモバイルカードローンの借入れをして、ご自身の名義のろうきん普通預金口座に資金を振り替えていただけます（振替手数料無料）。現金が必要な場合は普通預金口座から払戻してください。 *いずれのカードローンも全額返済されてもローン契約は残っていますので、限度額の範囲内で何回でも繰り返しご利用いただけます。</p>
14. ご返済方法	<p>(1) 返済方法 ご利用残高または未精算の利息がある限り、毎月の定例返済日にあらかじめ定められた一定の返済額をろうきん返済用普通預金口座から自動的に引落しさせていただきます。（所属組合によっては給与天引により、ろうきん返済用普通預金口座に入金後、自動的に引落としとなる場合があります。）</p> <p>(2) 返済金額 5,000円、10,000円、20,000円、30,000円より選択いただきます。ただし、5,000円については、ご契約限度額30万円以下の場合のみとなります。</p>
15. 随時の返済	<p>毎月の定例返済（利息返済）に加えて随時のご返済（任意の金額）が可能です。 *随時の返済は、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に随時の返済をされた場合でも、次回定例返済日には定例返済額を返済用口座からお支払いいただきます。 *自動機またはインターネットバンキングで随時のご返済いただく場合、お借入残高とお利息の合計金額以上をご入金いただいた場合は全額返済となり、お借入残高とお利息の合計金額を超える金額は返済用普通預金へ入金となります。また、お借入残高とお利息との合計金額に満たない場合にはお借入残高のみのご返済となり、お借入残高を超える金額は、返済用普通預金へ入金となります。未清算の利息の清算方法としては、窓口でご入金いただく方法、または次回の約定返済日に返済用普通預金口座から自動的に引落としをする方法がございます。</p> <p>【ロッキー21】 全国のろうきんならびにセブン銀行・E-net・ローソン銀行・イオン銀行・ゆうちょ銀行・MICS 加盟金融機関（第二地方銀行・信用金庫・信用組合等入金ネットに加盟する金融機関に限る）のキャッシュコーナーでローンカードによって返済いただけます。いずれも手数料は無料です。</p> <p>【モバイルカードローン】 携帯電話・スマートフォンやパソコンで東海ろうきんモバイルカードローンの臨時返済が可能です。手数料は無料です。</p>
16. 初回ご返済日	<p>カードローン初回ご利用時（全額返済後の再度のご利用を含みます）における初回ご返済日は次々回の定例返済日となります。</p> <p>【例1】定例返済日が毎月25日で初回のご利用日が7月20日の場合は8月25日が初回返済日となります。 ・ 次回返済日 : 7/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 8/25 … 初回返済日</p> <p>【例2】定例返済日が毎月25日で初回のご利用日が7月30日の場合は9月25日が初回返済日となります。 ・ 次回返済日 : 8/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 9/25 … 初回返済日</p>
17. 切替手続	<p>【ロッキー21】⇒【モバイルカードローン】 ろうきんダイレクトを契約し、インターネット・モバイルバンキングの利用口座としてご登録ください。新利率適用時期はご登録いただいた翌々月の約定返済日からとなります。</p> <p>【モバイルカードローン】⇒【ロッキー21】 モバイルカードローンご契約者がインターネット・モバイルバンキングを解約し、またはその利用口座登録をはずされた場合はロッキー21へ自動的に変更させていただきます。</p>

商品概要説明書

項目	内容
	<p>だきます。基準日（2月末、8月末）時点でモバイルカードローン利用適格かどうかを判定し、5月1日・11月1日より新利率を適用させていただきます。</p>
18. 契約の更新	<p>カードローン利用期間中は1年毎にご契約期間を更新いたします。 ご契約期間は当初のご契約日の1年後応当日の前日までとし、以降、1年毎の自動更新とします（更新審査あり）。 なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともございます。</p>
19. 金利情報の入手方法	<p>当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>
20. 苦情処理措置（東海ろうきんへのご相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】 フリーダイヤル：0120-226616（受付時間 平日 午前9時～午後6時） なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/</p>
21. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談になりたい場合）	<p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル：0120-177288（受付時間 平日 午前9時～午後5時）</p>
22. その他	<p>ご利用にあたっては東海勤労者互助会に加入していただきます（既にご加入いただいている方を除きます）。 返済条件の変更は、原則受付けておりません。 審査の結果等によっては、ご利用いただけない場合もございますので、予めご了承ください。</p>

（2020年8月10日現在）